

(参考資料 7)

<県とJR東海との対話について>

- ・ 県とJR東海との対話に時間を要しているのは、JR東海が一般の人はおろか専門家でもわかりにくい説明を続けているところにある。
- ・ JR東海金子社長は、「2027年時点での完成に向けて、工程は切迫した状況にあり、6月中にもヤード整備等の準備を再開する必要がある。」としている。ヤード整備等の開始時期が完成時期に影響するが、そのヤード整備等は数ヶ月で終了するものであり、完成時期により大きく影響するのは、本工事にいつ入るかである。
- ・ 本工事に入るためには、「引き続き対話を要する事項」47項目に対する検討により、環境保全措置を明確にすることを急ぐ必要がある。

<県とJR東海との対話の経緯>

- 1 「トンネル湧水の原則全量戻し」を表明するまで4年半を要する
(2014年3月～2018年10月)
 - ・ 2013年9月、JR東海は、環境影響評価準備書で、南アルプストンネル工事により、大井川の流量が「毎秒2 m³/秒減少」と予測した。これに対し、2014年3月、環境影響評価準備書に関する知事意見で、「トンネル湧水的全量を戻す」ことを求め、それ以降も求め続けた。
 - ・ しかしJR東海は、「トンネル湧水による大井川の流量減少分は特定できる」ので、「河川流量の減少量や度合いに応じ、トンネル湧水を大井川に戻す」(トンネル湧水の一部は山梨県へ流出する)という主張を続けた。このため、県とJR東海の間において、トンネル工事に伴う環境への影響回避に向けた具体的な措置に関する対話を進める事が出来なかった。
 - ・ 2018年10月、JR東海が、「原則として静岡県内で湧出するトンネル湧水的全量を大井川に流す措置を実施する」ことを表明したことにより、2018年11月、県は、「地質構造・水資源専門部会」、「生物多様性専門部会」を設置し、両者間で科学的根拠に基づく対話が始まった。
- 2 2018年の専門部会設置後の対話において、まだわかりやすい説明が行われていない(2018年11月～2020年6月)
 - ・ 2014年7月に制定された水循環基本法第3条第2号において、「水が国民共通の貴重な財産であり、公共性の高いものであることに鑑み、水については、その適正な利用が行われるとともに、すべての国民がその恵沢を将来にわたって享受できることが確保されなければならない。」として、同条第4号において、「(中略)流域に係る水循環について、流域として総合的かつ一体的に管理されなければならない。」と規定されている。

(わかりにくい説明の事例)

 - ・ JR東海は、この水循環基本法の基本理念を理解することなく、精度が高いとは決して言えない予測モデルでの水収支解析により、「トンネル湧水的全量を大井川に戻せば河川流量はこれまでより増える」、「工事中に静岡県内の地中の水をトンネル掘削により大井川流域外に流しても大井川の河川流量は減らない」と主張している。これに対し、国設置の有識者会議の第1回会議において、委員からも、「量が増えるというおいしい話はない。」などと認識不足を指摘されている。